

総務委員会報告資料

令和5年9月25日

報告事項件名	頁
1 「老人」の文言を使用している条例等に関する調査の結果及び 今後の対応について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 足立区公共施設等総合管理計画の一次改訂の方向性及び 骨子案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

(総 務 部)

総務委員会報告資料

令和5年9月25日

件名	「老人」の文言を使用している条例等に関する調査の結果及び今後の対応について																											
所管部課名	総務部 総務課																											
内容	<p>令和5年第3回足立区議会定例会に提出した「足立区老人会館条例の一部改正」に関連し、他の条例、規則、要綱等に「老人」の記載がないか、また、記載があった場合に改正が可能か、全庁で調査を行ったので、その結果及び今後の対応を報告する。</p> <p>1 調査結果</p> <table border="1" data-bbox="389 763 1465 965"> <thead> <tr> <th>「老人」の記載あり</th> <th>改正可</th> <th>改正不可</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例 41件</td> <td>1件（下記①）</td> <td>40件</td> </tr> <tr> <td>規則、訓令 26件</td> <td>2件（下記②③）</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>要綱等 131件</td> <td>14件</td> <td>117件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 改正可の条例規則</p> <p>ア 条例</p> <table border="1" data-bbox="389 1088 1465 1245"> <thead> <tr> <th>例規名</th> <th>現状</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①足立区地域保健福祉推進協議会条例</td> <td><u>老人保健福祉</u> の推進に関すること。</td> <td><u>高齢者保健福祉</u> の推進に関すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 規則</p> <table border="1" data-bbox="389 1308 1465 1559"> <thead> <tr> <th>例規名</th> <th>現状</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②足立区老人福祉法施行細則</td> <td><u>老人のみ</u>、<u>老人福祉施策</u> など（様式）</td> <td><u>高齢者のみ</u>、<u>高齢者福祉施策</u> など</td> </tr> <tr> <td>③足立区水道法施行細則</td> <td><u>老人施設</u>（様式）</td> <td><u>高齢者施設</u> または <u>社会福祉施設</u> など</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 改正不可の理由</p> <p>「老人」の文言が条文中に記載の国の法令名や法令上の用語、都の団体名に使われているため。</p> <p>例) 老人福祉法、老人ホーム、老人扶養親族、東京都老人クラブ連合会</p> <p>2 今後の対応</p> <p>上記①の条例については令和5年第3回定例会に提出済み。</p> <p>上記②③の規則及び要綱等については、年度内を目途に改正手続を行う。</p>	「老人」の記載あり	改正可	改正不可	条例 41件	1件（下記①）	40件	規則、訓令 26件	2件（下記②③）	24件	要綱等 131件	14件	117件	例規名	現状	改正案	①足立区地域保健福祉推進協議会条例	<u>老人保健福祉</u> の推進に関すること。	<u>高齢者保健福祉</u> の推進に関すること。	例規名	現状	改正案	②足立区老人福祉法施行細則	<u>老人のみ</u> 、 <u>老人福祉施策</u> など（様式）	<u>高齢者のみ</u> 、 <u>高齢者福祉施策</u> など	③足立区水道法施行細則	<u>老人施設</u> （様式）	<u>高齢者施設</u> または <u>社会福祉施設</u> など
「老人」の記載あり	改正可	改正不可																										
条例 41件	1件（下記①）	40件																										
規則、訓令 26件	2件（下記②③）	24件																										
要綱等 131件	14件	117件																										
例規名	現状	改正案																										
①足立区地域保健福祉推進協議会条例	<u>老人保健福祉</u> の推進に関すること。	<u>高齢者保健福祉</u> の推進に関すること。																										
例規名	現状	改正案																										
②足立区老人福祉法施行細則	<u>老人のみ</u> 、 <u>老人福祉施策</u> など（様式）	<u>高齢者のみ</u> 、 <u>高齢者福祉施策</u> など																										
③足立区水道法施行細則	<u>老人施設</u> （様式）	<u>高齢者施設</u> または <u>社会福祉施設</u> など																										

総務委員会報告資料

令和5年9月25日

件名	足立区公共施設等総合管理計画の一次改訂の方向性及び骨子案について
所管部課名	公共施設マネジメント担当部 公共施設マネジメント担当課
内容	<p>足立区公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）について、一次改訂^{※1}の方向性及び骨子案を報告する。</p> <p>※1 総務省通知に従い、令和5年度末までに行う改訂。</p> <p>1 一次改訂の方向性について</p> <p>(1) 総務省通知に従い、令和5年度末までに改訂する。</p> <p>(2) 総合管理計画の本編はそのままとし、別冊として作成する。</p> <p>(3) 別冊には、総務省指針に追加された以下の項目を記載する。</p> <p>ア 新たに定め追加する項目 「脱炭素化の推進方針」「ユニバーサルデザイン化の推進方針」「施設保有量の推移」の3項目。</p> <p>イ これまでの実績を記載する項目 「過去に行った対策の実績」「有形固定資産減価償却率の推移」の2項目。</p> <p>(4) 一次改訂で定めた内容は、二次改訂^{※2}の内容に反映させる。</p> <p>※2 総合管理計画の第一期（平成29年度から令和6年度まで）が終了する令和6年度末までに行う改訂。</p> <p>2 一次改訂の骨子案について</p> <p>以下の構成を骨子案として、一次改訂の内容を総合管理計画の本編の別冊として作成する。</p> <p>(1) 計画期間（改訂年度） 平成29年度から令和38年度（40年間）（令和5年度改訂）</p> <p>(2) 公共施設等の現状と課題</p> <p>ア 施設保有量の推移（現在精査中）</p> <p>イ 過去に行った対策の実績（現在精査中）</p> <p>ウ 有形固定資産減価償却率の推移（現在精査中）</p> <p>(3) 管理に関する方針</p> <p>ア 公共施設・インフラ</p> <p>(ア) 脱炭素化^{※3}の推進方針</p> <p>① 今後、新築・改築を予定している施設は、「ZEB Ready^{※4}」（延べ床面積10,000㎡以上の建築物は「ZEB Oriented^{※5}」）以上の認証取得を目指す。</p> <p>② 大規模改修時に、省エネ性能が高い設備を率先して導入する。</p>

③ 太陽光発電設備の設置と自家消費に加え、再生可能エネルギー100%由来の電力調達を推進し、電力使用の脱炭素化を図る。

※3 地球温暖化の原因となる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにする取り組み。

※4 省エネにより50%以上のエネルギー消費量を削減。

※5 延べ床面積10,000㎡以上の建築物で省エネにより用途ごとに30%または40%のエネルギー消費量を削減。

(イ) ユニバーサルデザイン^{※6}化の推進方針

だれもが利用しやすい施設にするために、「足立区公共施設等整備基準」に定められたユニバーサルデザインの整備基準をはじめ、現行の法令及び基準に沿ったバリアフリー^{※7}化やユニバーサルデザインに配慮し、整備を進めていく。

※6 障がいの有無、年齢、性別、出身の国や地域等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

※7 高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障がい、情報面での障がいなど、すべての障がいを除去するという考え方。

3 二次改訂に向けた区の現状把握について（追加報告）

(1) 公共施設の老朽化の実態

一般施設^{※8}のうち、追加で保育園・こども園及び学童保育室の現状を報告する。

※8 学校施設、区営住宅以外の公共施設。

ア 保育園・こども園の現状（約3.3万㎡・令和5年4月現在）

「足立区立保育園・こども園施設更新計画」に基づき、対象となる公立保育園・こども園（30園）の計画的な更新を進めている。

また、公設民営保育園（15園）については、毎年度見直しを行う「足立区待機児童解消アクション・プラン」における地域ごとの需要分析等を踏まえ、各施設の更新時期に「民営化」「統廃合」等の方針を決定している。

イ 学童保育室の現状（約0.9万㎡・令和5年4月現在）

学童保育室（89か所104室）は、その多くが住区センターや学校と複合化されているため、住区センターや学校の更新に併せて、計画的に進めていく必要がある。

4 今後のスケジュール（令和5年度・予定）

年 月	内 容
令和5年10月	Aーフェスタで二次改訂に向けた区民アンケートを実施
11月	総務委員会において一次改訂素案を報告
11月～12月	一次改訂素案に係るパブリックコメントを実施 (意見募集期間 11/27～12/27 予定)
令和6年 2月	総務委員会においてパブコメ結果・一次改訂案を報告
3月	総合管理計画一次改訂